

令和6年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和6年6月10日(月)

招集場所 米子市役所401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員
16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員
欠席農業委員 10番 関本五郎委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員
三島通政委員 住田一行委員 大塚清徳委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員
大家保委員 尾坂宣雄委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について

エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等

促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第3回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号11番の高橋委員と議席番号12番の宅野委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は関本農業委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号9の葭津から、番号10の今在家について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号9番葭津の議案について説明いたします。葭津神社近くにありますが畑1筆381平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号10番今在家の議案について説明いたします。米子松陰高等学校近くにありますが畑1筆538平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

3条許可案件は以上2件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号9の葭津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

番号9の補足説明をさせていただきます。6月1日に現地調査を角農業委員と行いました。隣の畑が自分の畑で現在ねぎを耕作しており、狭く、借りる話をしたら買ってくれと言われ購入して耕作するものです。今回の許可について問題ないと考えますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（角会長）

番号10の今在家について、担当委員さんから補足があればお願いします。

福田推進委員

番号10の補足説明をさせていただきます。6月4日に能登路農業委員、宅野農業委員と3人で現地確認を行いました。米子松陰高校の東側に位置する畑です。譲渡人が畑の管理が著しく困難になったため、近所の方に売買するものです。許可について問題ないと考えますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願ひします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは6ページ、番号18の石井について審議いたします。担当委員さんから説明をお願ひします。

岩佐農業委員

18番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。5月31日に福長推進委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.5メートルを設置します。雨水の排水について、自然流下後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組同意を確認しております。土地改良区の該当ありません。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。猪被害の多いところでもあり、転用について問題はないと思わ

れますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして7ページ、番号19の両三柳と番号20の河崎について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

19番と20番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。6月1日に大縄推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については現況のまま利用いたします。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。転用地以外の隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて20番の議案について説明します。転用目的は、一般住宅を計画したものです。被害防除計画ですが、最大48センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については現況のまま利用いたします。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号21の安倍について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

21番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。6月1日に三島推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最大60センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の排水について公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、安倍733番1は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある農地で第3種農地に該当します。安倍733番4は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして8ページ、番号22の葭津について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

22番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。5月28日に角農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、現況のまま利用いたします。擁壁については既設のコンクリートブロックを利用いたします。雨水の排水について、溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは、番号23の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

23番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。5月29日に公本農業委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接土地所有者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地

で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

それでは番号24と番号25の尾高について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

木下農業委員

24番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。6月4日に尾坂推進委員と現地確認を行いました。造成計画については盛土最高50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁としてコンクリートブロック高さ0.5メートルを設置します。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

25番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。6月4日に尾坂推進委員と現地確認を行いました。造成計画については盛土最高10センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして9ページ、番号26の淀江町西原について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

橋本推進委員

26番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。5月30日に現地確認を行いました。造成計画については盛土最高50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁としてコンクリートブロック高さ0.4メートルを設置します。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、10ページ、議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、決定を求めます。それでは

利用権設定各筆明細について、13ページ番号6-1から番号6-4まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

13ページ番号6-1から番号6-4は再設定です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、番号6-1から番号6-4までを採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、15ページ、議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、16ページ番号6-1から25ページ番号6-45までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。

16ページ番号6-1から25ページ番号6-45近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、16ページ番号6-1から24ページ番号6-42までを採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。続いて、24ページ番号6-43から25ページ番号6-45について採決したいと思います。これについては、関係者の中本職務代理は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田事務局長補佐）

28ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

29ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、30ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、2件を受理しています。

次に、31ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、1件を回答しています。

次に、32ページの農地転用現況確認書の交付について1件を交付しています。

次に、33ページから34ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、2件証明しています。

最後に、お手元にお配りしております地域計画策定スケジュールの中間報告をさせていただきます。昨年度総会にてご案内させていただきました農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画策定につきまして、令和6年度末の「目標地図」完成に向けて、市内の各地区を9つのグループに分け、一覧のとおりスケジュールで各地区での話し合いの開催を計画しております。すでに2月から3月に巖・春日地区、5月に尚徳・成実地区の話し合いを実施しております。今後、各地区の策定予定期間内に、会場を農協または地区公民館としまして、協議の場を設ける予定としております。具体的には、6月中に彦名・彦名新田・夜見地区、7月から8月に淀江・宇田川・大和地区、同じく8月

に五千石地区、10月に大高・県地区、11月に富益・和田・大篠津・大崎地区、令和7年の1月に加茂・住吉地区と旧米子・福米・福生・車尾地区の合同開催を予定しております。2月から3月に最終的な取りまとめを行い、地域計画目標地図のホームページ等での公表を計画しております。話し合い開催日の詳しい日時につきましては、今後、詳細が決まり次第、改めて各担当地区の農業委員、推進委員の皆さんにご出席の依頼をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田事務局長補佐）

次回の総会に関して、7月10日市役所4階401会議室におきまして、7月定例総会を開催予定としております。農業委員及び推進委員とも午後1時30分に401にお集まりください。次に、6月の農地相談会は令和6年6月20日午後2時から尚徳公民館令和6年6月24日午後2時から米子市淀江支所となっております。

議長（角会長）

これを持ちまして、第3回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後3時10分